

仕様書

1 概要

(1) 委託業務名

公営交通への自動運転バスの実装に向けた実証実験業務

(2) 本仕様書内の用語の定義

本仕様書内で用いる自動運転に関連する用語の定義は、特に定めるものを除き、国が定める「自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き（第2版（令和7年7月））」及び令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）交付規程並びに補助事業者公募要領に準ずるものとする。

(3) 業務目的

本業務は、本市における人口減少・高齢化等に伴う交通事業者の運転手不足といった地域交通の構造的課題に対応し、市民及び観光客を含む多様な移動ニーズに応える、持続可能な地域公共交通を実現するため、本市の交通事業者である京都市交通局と連携し、指定するルートにおいて、令和9年度までの自動運転レベル4実装に向けた検証等を行うことを目的とし、本業務委託では、令和8年度における実証実験を行うものとする。

なお、自動運転レベル4実装とは、指定するルートにおいて、道路運送車両法上の自動運行装置の走行環境条件付与を受けられることを指す。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 交通事業者

京都市交通局とする。

(6) 補助金の活用について

ア 補助金について

本業務は、京都市が申請する令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）交付規程並びに補助事業者公募要領及びに基づき実施するものとし、令和9年度中の自動運転レベル4実装（国土交通大臣による走行環境条件付与）に向けて、事業を推進するものとする。

イ 補助事業としての業務期間

補助事業としての業務期間完了期限は、契約締結日から令和9年2月26日までとする。受託者は、補助金の受領に支障がないよう、当該期限までに全ての補助対象業務を完了させるものとする。

(7) 契約解除

京都市から申請した上記（6）の国交省補助金が採択されなかった場合、

本委託業務は契約解除できるものとする。この場合、本委託業務の契約締結に要した費用は請求できない。

2 業務内容

(1) 自動運転バスの運行準備

ア 自動運転バスの改造

受託者は、本業務のため、京都市交通局が提供する車両（いすゞ自動車製エルガミオ）を、国土交通省が指定する令和9年度中の自動運転レベル4実装（国土交通大臣による走行環境条件付与）が可能となる自動運転システムを備えたバスに改造を行うこと。

自動運転レベル4実装に向けては、改造後、車両整備・調律等を前提とする。

改造に当たっては、サイバーセキュリティ対策を適切に実施すること。

イ 関係機関との協議等

公安委員会、京都府警、道路管理者等との協議及び調整を行い、自動運転バスの運行に支障が生じないようにすること。（停留所、信号連携、路車協調等）

ウ 関係事業者との協議等

路線及び停留所の位置が競合する交通事業者との協議及び調整について、本市及び京都市交通局と連携の上実施すること。

エ 現地確認等

令和7年度の実証実験の実績等を参照するとともに、自動運転バスの走行を実施するために必要な事前調査等を行い、車両改造後速やかに実証実験が可能な状態とすること。

(2) 自動運転バスの実証実験

国土交通省が指定する令和9年度中の自動運転レベル4実装（国土交通大臣による走行環境条件付与）を達成するに当たって必要な以下の取組を実施するものとする。

ア 運行計画

受託者は、次に掲げる内容で自動運転バスの運行を実施すること。

なお、運行に当たっては、本市及び京都市交通局と連携し、ダイヤの設定等を行うこと。また、自動運転に対する社会的受容性の向上を目的とし、自動運転に対する市民の理解やニーズ等を把握し、自動運転バスの利用につながる取組等を実施すること。

① 運行ルート及び停留所

令和8年3月に自動運転レベル2で走行した実証実験ルートとする。（洛西ニュータウン周回6.9km）

また、原則として、以下の停留所に停車するものとする。

【停留所（予定）】

	停留所名称	乗降区分
1	洛西バスターミナル	乗車のみ
2	東新林町	乗降可
3	新林中通	乗降可
4	新林池公園	乗降可
5	新林センター前	乗降可
6	洛西高校前	乗降可
7	境谷センター前	乗降可
8	西竹の里町	乗降可
9	東竹の里町	乗降可
10	福西竹の里	乗降可
11	南福西町三丁目	乗降可
12	南福西町二丁目	乗降可
13	南福西町（竹林公園前）	乗降可
14	北福西町	乗降可
15	北福西町一丁目	乗降可
16	境谷大橋	乗降可
17	洛西バスターミナル	降車のみ

(イ) 運行期間

本市及び京都市交通局との協議により定める。

国交省補助金の補助対象期間内（契約締結日から令和9年2月26日まで）に100日以上（実証・調律運行86日以上、関係者・市民試乗運行14日以上）実施すること。また、社会受容性^{*}の向上のため、市民試乗体験ができる期間を設けるとともに、アンケート調査を行うこと。

※自動運転バスの導入、自動運転技術についての地域理解、利用定着化のこと。以下、仕様書において同じ。

(ロ) 運行時間

日中の時間帯に走行することをベースとするが、実証・調律運行時においては、将来的な実装を見据えて日没後についても運行し、低照度時の検証も実施すること。

(ハ) 運行ダイヤ

本市及び京都市交通局との協議により定める。

(ハ) 運転士・オペレーター

実証・調律運行時においては、原則、受託者が走行に必要な資格を有する運転士を配置すること。自動運転レベル2での市民試乗体験実施時の運転士は、原則、走行に必要な資格を有する京都市交通局職員とするが、受託者は自動運転バス走行を補佐するオペレーター等を配置すること。なお、実証・調律運行時においても、研修等のために、京都市交通局職員の運転士が乗務する場合がある。

(ニ) 運賃

市民試乗体験時の運賃は無料とする。

(ホ) レベル4社会実装に向けたロードマップの作成

令和9年度の自動運転レベル4の社会実装、令和10年度の自動運転バスでの営業運行（社会実装）に向けたロードマップ（令和12年度までの概算の予算を含む）を作成すること。

イ 技術面の検証

令和7年度の調査結果を踏まえ、4箇所以上の信号連携及び1か所以上の路車協調（路側センサー連携等）を行うものとする。なお、令和9年度のレベル4実装（国土交通大臣による走行環境条件付与）に向けて、必要に応じて、本市と協議の上検証内容を追加するものとする。

(ア) 信号連携

令和7年度調査を踏まえ、4箇所以上実施する。（下記図参照）

(イ) 路車協調

令和7年度調査を踏まえ、1箇所以上実施する。（下記図参照）

(ウ) 日没後の走行

実装後を見据え、日中に加え、夜のはじめ頃※までについても走行し、夜間走行時の課題等の検証を行う。なお、走行時間や期間については、本市及び京都市交通局と協議の上、定める。

※ 気象庁が定める時に関する用語の定義のとおり

(エ) 遠隔監視

令和10年度以降の完全ドライバーレスを見据え、遠隔監視について検証する。

走行データを蓄積し、課題整理を行うとともに、その解決方法を検討すること。

また、いわゆる「公道走行ワーキング・グループ」をはじめとする国等で構成される協議体での審議に備え、資料作成等を行うこと。

併せて、必要に応じて協議体へ同席のもと、補佐を行うこと。

(5) 報告書の作成

本業務の結果を報告書として整理すること。報告書の内容については、納品前に本市の確認を受けるものとする。

また、報告書の概要版も作成することとする。

(6) 打合せ・協議

業務の遅滞が生じないように、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打合せを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。

なお、事業者は打合せ協議記録を協議後速やかに作成し、本市へ提出するものとする。

(7) その他

ア 公道（一般の用に供される道路）で自動運転バスを走行させるに当たっては、必要に応じて、地域コミッティへの参画、関係機関との協議及び本市が行う許認可等の申請の補助を行うこと。

イ 事業の実施については、本市及び京都市交通局と協議すること。

ウ 事故（対人、対物、車両）等に備え、準備開始から走行調査終了までの期間中、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入し、適切な賠償能力を確保すること。

エ 電波・通信環境を調査し、必要に応じて措置を講じること。

オ 受注者は、本業務にて知り得た内容及び結果を第三者に漏洩してはならない。

カ 事業の実施にあたっては、国が定める「自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き」に準じるほか、補助事業については、令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）交付規程並びに補助事業者公募要領及びに基づき実施するものとし、令和9年度中のレベル4実装（国土交通大臣による走行環境条件付与）を目指して事業を推進するものとする。

3 成果品

成果品は以下のとおりとする。なお、成果品は、完成した都度納品するものとする。

- 業務成果品一式
- 電子成果品一式
- 報告書 10部
- 市民向けパンフレットデザインデータ一式
- 市民向けパンフレット 500部
- イベントデザインデータ一式
- イベント周知ちらし 500部